

平成 31 年度町民税・県民税から 配偶者控除・配偶者特別控除が一部改正されます

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。
平成 31 年度の町民税・県民税（平成 30 年中の所得に対する課税分）から、次のとおり改正
されます。

■改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

		納税者本人の合計所得 (給与収入に換算した額)					
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	～950 万円 (～1,170 万円)	～1,000 万円 (～1,220 万円)	1,000 万円超 (1,220 万円超)		
(給与収入に換算した額) 配偶者の合計所得	38 万円以下 (103 万円以下)	配偶者控除	老人	町 38 万円 所 【48 万円】	町 26 万円 所 【32 万円】	町 13 万円 所 【16 万円】	控除適用なし
			一般	町 33 万円 所 【38 万円】	町 22 万円 所 【26 万円】	町 11 万円 所 【13 万円】	
	配偶者特別控除	～85 万円 (～150 万円)	町 33 万円 所 【38 万円】	町 22 万円 所 【26 万円】	町 11 万円 所 【13 万円】		
		～90 万円 (～155 万円)	町 33 万円 所 【36 万円】	町 22 万円 所 【24 万円】	町 11 万円 所 【12 万円】		
		～95 万円 (～160 万円)	町 31 万円 所 【31 万円】	町 21 万円 所 【21 万円】	町 11 万円 所 【11 万円】		
		～100 万円 (～166 万 7,999 円)	町 26 万円 所 【26 万円】	町 18 万円 所 【18 万円】	町 9 万円 所 【9 万円】		
		～105 万円 (～175 万 1,999 円)	町 21 万円 所 【21 万円】	町 14 万円 所 【14 万円】	町 7 万円 所 【7 万円】		
		～110 万円 (～183 万 1,999 円)	町 16 万円 所 【16 万円】	町 11 万円 所 【11 万円】	町 6 万円 所 【6 万円】		
		～115 万円 (～190 万 3,999 円)	町 11 万円 所 【11 万円】	町 8 万円 所 【8 万円】	町 4 万円 所 【4 万円】		
		～120 万円 (～197 万 1,999 円)	町 6 万円 所 【6 万円】	町 4 万円 所 【4 万円】	町 2 万円 所 【2 万円】		
		～123 万円 (～201 万 5,999 円)	町 3 万円 所 【3 万円】	町 2 万円 所 【2 万円】	町 1 万円 所 【1 万円】		
		123 万円超 (201 万 5,999 円超)	控除適用なし				

※配偶者控除及び配偶者特別控除の上段の(町)は町民税・県民税における控除額、下段の(所)の
かつこ内は所得税における控除額となっています。

【改正のポイント】

●納税者本人の受ける控除額の変更

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計
所得金額の上限が、76 万円（給与収入 141 万
円）未満から 123 万円（給与収入 201 万 5,999
円）以下に引き上げられました。

●納税者本人の所得制限の創設

納税者本人の合計所得金額が 900 万円（給
与収入 1,120 万円）を超える場合は、控除額
が段階的に減少・消失する所得制限が設けら
れました。